

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和2年

奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 宣誓書に設けられている押印欄を廃止するほか、所要の改正を行う。（別記様式関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに職員となった者は、その職務を行うために職員となった日に、条例別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出しなければならないが、当該様式に押印欄が設けられているため、本市の方針に従い当該欄を廃止するもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>別記様式第1</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を<u>尊重し、</u> <u>且つ、擁護</u>することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに諸法規を厳守し、公務を<u>民主</u> <u>的、且つ、能率的に</u>運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たるこ とを排し、全体の奉仕者として<u>誠実、且つ、公正に</u>職務を執行するこ とを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>印</u></p>	<p>別記様式第1</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を<u>尊重し、</u> <u>かつ、擁護</u>することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに諸法規を厳守し、公務を<u>民主</u> <u>的かつ能率的に</u> 運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たるこ とを排し、全体の奉仕者として<u>誠実かつ公正に</u> 職務を執行するこ とを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
<p>別記様式第2 (公営企業職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を<u>尊重し、</u> <u>且つ、擁護</u>することを固く誓います。</p> <p>私は地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を<u>民主的、且つ</u> <u>、能率的に</u>運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを 念とし、全体の奉仕者として、<u>誠実、且つ、公正に</u>職務を執行するこ とを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>印</u></p>	<p>別記様式第2 (公営企業職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を<u>尊重し、</u> <u>かつ、擁護</u>することを固く誓います。</p> <p>私は地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を<u>民主的かつ能</u> <u>率的に</u> 運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進すること を念とし、全体の奉仕者として、<u>誠実かつ公正に</u> 職務を執行するこ とを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第1条による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項が同条第13項に条項ずれしたことに伴い、引用条文の整理を行う。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法改正に伴い、引用条文に条項ずれが生じたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	医薬品医療機器等法第14条第9 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	1品目につき 90円	107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	医薬品医療機器等法第14条第13 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	1品目につき 90円
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を現行の「30人以内」から「40人以内」とする。（第2条関係）
3 制定改廃の理由	<p>・介護給付費等の支給に関する審査会に付議すべき障害支援区分の認定審査の件数が増加している近年の状況に加え、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するために臨時的措置を講じた関係上、審査件数の更なる増加が見込まれる。</p> <p>これらに対応するため、現行の委員定数を見直すもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 新旧対照表

現行	改正案
(審査会の委員の定数) 第2条 法第15条の規定により設置する本市の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数は、 <u>30人</u> 以内とする。	(審査会の委員の定数) 第2条 法第15条の規定により設置する本市の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数は、 <u>40人</u> 以内とする。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市共同浴場条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東之阪共同浴場について、指定管理者から利用者の減少等により管理運営が困難になったという理由から、来年度の指定の更新を辞退する申出があったことから、同共同浴場を廃止するため。 		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	市民部 人権政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる3法人が、登録の更新を行わないため、別表から削る。(別表関係)</p> <p>(1) 特定非営利活動法人奈良NPOセンター</p> <p>(2) 特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会</p> <p>(3) 特定非営利活動法人奈良クラブ</p> <p>2. 次に掲げる1法人が、登録の更新を行うため、控除対象となる寄附金の支出の期間を令和2年10月1日から令和7年9月30日までに改める。(別表関係)</p> <p>(1) 特定非営利活動法人近畿介助犬協会</p>
3 制定改廃の理由	<p>・平成27年度に登録した団体の更新時期が到来したことにより、別表に規定されている法人の構成、対象期間等に変更があったため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	略	略	特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	略	略
特定非営利活動法人奈良NPOセンター	奈良市角振新屋町8番地	平成27年1月1日から令和2年9月30日まで			
特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会	奈良市法蓮町985番地の6	平成27年1月1日から令和2年9月30日まで			
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良市小倉町1,000番地	平成27年1月1日から令和2年9月30日まで	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良市小倉町1,000番地	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良クラブ	奈良市藤原町162番地	平成27年1月1日から令和2年9月30日まで			
特定非営利活動法人チョウタリィの会	略	略	特定非営利活動法人チョウタリィの会	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 夜間照明設備設置に伴い、夜間使用を実施するため、鴻ノ池陸上競技場の供用時間を変更する。（別表第1の2関係）</p> <p>2. 鴻ノ池陸上競技場主競技場、会議室、役員室の夜間における使用料を新たに設定する。（別表第4関係）</p> <p>3. 鴻ノ池陸上競技場主競技場の夜間照明使用料を新たに設定する。（別表第4関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻ノ池陸上競技場主競技場の夜間照明設備設置に伴い、夜間使用料及び照明使用料を新たに設定するため。 ・ 利用者の利便性を図るため、鴻ノ池陸上競技場の会議室、役員室の夜間使用料を新たに設定するため。 		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行				改正案								
別表第1の2 (第2条の3関係)				別表第1の2 (第2条の3関係)								
施設の種別		供用日		供用時間		施設の種別		供用日		供用時間		
略		略		略		略		略		略		
略				午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで		略				午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで		
陸上競技場				午前9時から午後5時まで		陸上競技場				午前9時から午後9時まで		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略		略		略		略		略		略		
別表第4 (第5条関係)				別表第4 (第5条関係)								
陸上競技場使用料				陸上競技場使用料								
区分				午前	午後	全日	区分					
				9:00	13:00	9:00						
				~	~	~						
				12:00	17:00	17:00	12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
				円	円	円	円	円	円	円	円	
主競技場	独占使用	アマチュアスポーツ (球技)	入場料の類を徴収する場合	9,600	12,800	25,600	9,600	12,800	19,200	25,600	35,200	48,000
				円	円	円	円	円	円	円	円	
				4,800	6,400	12,800	4,800	6,400	9,600	12,800	17,600	24,000

現行					改正案							
場	個人使用（1人当たり）	150	200		場	個人使用（1人当たり）	150	200				
投てき練習場	独占使用	1,800	2,400	4,800	投てき練習場	独占使用	1,800	2,400	4,800			
	個人使用（1人当たり）	150	200			個人使用（1人当たり）	150	200				
多目的広場	独占使用	1,800	2,400	4,800	多目的広場	独占使用	1,800	2,400	4,800			
	個人使用（1人当たり）	150	200			個人使用（1人当たり）	150	200				
トレーニング室	独占使用	600	800		トレーニング室	独占使用	600	800	1,200	1,600	2,200	3,000
	個人使用（1人当たり）	150	200			個人使用（1人当たり）	150	200	300	400	550	750
	1階会議室（1室につき）	450	600	1,200		1階会議室（1室につき）	450	600	900	1,200	1,650	2,250
	2階会議室（1室につき）	600	800	1,600		2階会議室（1室につき）	600	800	1,200	1,600	2,200	3,000
	役員室（1室につき）	450	600	1,200		役員室（1室につき）	450	600	900	1,200	1,650	2,250
備考					備考							
1～4 略					1～4 略							
5 トレーニング室の夜間（午後6時から午後9時まで）の使用料は、 <u>独占使用の場合は1,200円、個人使用の場合は300円とする。</u>					5 <u>主競技場（独占使用の場合に限る。）を照明を伴い使用する場合は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。</u>							
					(1) <u>全部を点灯する場合 900円</u>							
					(2) <u>3分の2を点灯する場合 600円</u>							
					(3) <u>2分の1を点灯する場合 450円</u>							
6・7 略					6・7 略							

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（平成17年奈良市告示第107号） ・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（平成19年奈良市告示第122号） ・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（令和2年奈良市告示第127号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の用途の制限を行う地区に、J R 平城山車両基地地区整備計画区域を加える。（別表第2関係） 2. 押熊町西地区地区整備計画区域に関する文言整備を行う。（別表第2関係） 3. 条項ずれ等所要の改正を行う。（別表第2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画として令和2年3月19日に決定、告示された、J R 平城山車両基地地区地区整備計画について、建築物の用途の制限を行うため、別表にJ R 平城山車両基地地区整備計画区域を加えるほか、押熊町西地区地区整備計画区域に関する文言整備その他所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行		改正案															
別表第1 適用区域（第2条関係）		別表第1 適用区域（第2条関係）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		地区整備計画区域		略	略	中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>J R 平城山車両基 地地区整備計画区 域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 地区計画 J R 平城山車両基地地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		地区整備計画区域		略	略	中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域	略	J R 平城山車両基 地地区整備計画区 域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 地区計画 J R 平城山車両基地地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域
地区整備計画区域																	
略	略																
中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域	略																
地区整備計画区域																	
略	略																
中登美ヶ丘五丁目 西地区整備計画区 域	略																
J R 平城山車両基 地地区整備計画区 域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 地区計画 J R 平城山車両基地地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域																
別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）		別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <th>地区整備計画区域・計画地区</th> <th>建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域</td> <td>次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第12条第1項に規 定する第一種電気通信事業者が その事業の _____用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域	次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第12条第1項に規 定する第一種電気通信事業者が その事業の _____用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <th>地区整備計画区域・計画地区</th> <th>建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域</td> <td>次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第120条第1項に規 定する認定電気通信事業者が 同項に規定する認定電気通信 事業の用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域	次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第120条第1項に規 定する認定電気通信事業者が 同項に規定する認定電気通信 事業の用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー				
ア	イ																
地区整備計画区域・計画地区	建築物																
東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域	次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第12条第1項に規 定する第一種電気通信事業者が その事業の _____用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー																
ア	イ																
地区整備計画区域・計画地区	建築物																
東登美ヶ丘一丁目地区整備計画 区域	次の各号に掲げる建築物以外の建 築物 (1)～(9) 略 (10) 次のアからカまでの一に掲 げる施設である建築物 ア 電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第120条第1項に規 定する認定電気通信事業者が 同項に規定する認定電気通信 事業の用に供する電気通信交 換所又は電報業務取扱所で、こ れらの執務の用に供する部分 の床面積の合計が700平方メー																

現行		改正案	
	<p>トル以内のもの</p> <p>イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第7号に規定する電気事業の</p> <p>_____用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）</p> <p>ウ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の</p> <p>_____用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(11) 略</p>		<p>トル以内のもの</p> <p>イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）</p> <p>ウ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(11) 略</p>
略	略	略	略
近鉄列車基地地区整備計画区域	<p>車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する事業をいう_____。）の用に供する建築物以外の建築物</p>	近鉄列車基地地区整備計画区域	<p>車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）の用に供する建築物以外の建築物</p>

現行		改正案	
略	略	略	略
三条通地区地区整備計画区域	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(次に定めるものに限る。)</p> <p>(ア) 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第7条第2項各号</p> <hr/> <p>に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</p> <p>(イ) 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、<u>一般高压ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準</u></p>	三条通地区地区整備計画区域	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(次に定めるものに限る。)</p> <p>(ア) 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。<u>以下「保安規則」という。</u>)第2条第1項第23号に規定する<u>圧縮天然ガススタンドであって、保安規則第7条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</u></p> <p>(イ) 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、<u>保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンド</u></p>

現行		改正案	
		<p>(同項第2号の2に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。) に適合するもの</p> <p>_____として都道府県知事の許可を受けたもの</p>	<p>であって、保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するもの(製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(保安規則第7条の3第2項第2号の2ただし書に規定するものを除く。))を用いるものを除く。)として都道府県知事の許可を受けたもの</p>
略	略	略	略
登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所若しくは休憩所、路線バスの停留所の上家又は次のアからキまでの一に掲げる施設である建築物(別表第4において「巡査派出所等」という。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の</u></p> <p>_____用に供する開閉所又は変電所(電圧17万ボルト</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所若しくは休憩所、路線バスの停留所の上家又は次のアからキまでの一に掲げる施設である建築物(別表第4において「巡査派出所等」という。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。))の用に供する開閉所又は変電所(電圧17万ボルト</u></p>

現行			改正案		
		<p>未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。)</p> <p>ウ ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の 用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(6) 略</p>			<p>未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。)</p> <p>ウ ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(6) 略</p>
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
押熊町西地区地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。)</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	押熊町西地区地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。)</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>

現行			改正案		
		(5) 公衆浴場			(5) 公衆浴場
	B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所		B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所
				建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。	
	略	略		略	略
	中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	略		中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	略
				J R平城山車両基地地区整備計画区域	車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業の用に供する建築物以外の建築物

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号） ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（令和2年8月27日付消防予第226号消防庁次長通知） ・消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 対象火気設備等の改正について</p> <p>(1) 急速充電設備として規制する上限を、50キロワットから200キロワットに改める等所要の改正を行う。（第12条の2関係）</p> <p>(2) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）について、設置の届出を要することとした。（第56条関係）</p> <p>2. 厨房設備の排気ダクト等に係る規定の一部は、個人住宅等の設備に適用されていないため、その旨を明記する。（第3条の4関係）</p> <p>3. 防火対象物の使用開始の届出について、内容を変更した際にも届出を要することを明記する。（第55条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の省令改正により、従来、全出力50キロワットを超える急速充電設備を変電設備として扱い、規制していたものを、上限全出力200キロワットまで拡大することで現在の需要に合わせることとなった。これに伴い、本市において火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定の整備を行う。 ・厨房設備及び防火対象物使用開始届の届出に係る規定について所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	消防局 予防課

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(厨房設備)</p> <p>第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 厨房設備に _____ 附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。 ア～カ 略 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第9条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第18条の2並びに第56条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第20号及び第22号並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう_____。以下この条において同じ。）に充</p>	<p>(厨房設備)</p> <p>第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 厨房設備（個人の住宅その他これに類するものに設けるものを除く。以下この項及び第56条第3号の2において同じ。）に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。 ア～カ 略 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第9条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第18条の2並びに第56条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第20号及び第22号並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充</p>

現行	改正案
<p>電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(5)</u> 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(6)</u> 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p><u>(7)～(11)</u> 略</p>	<p>電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(6)</u> 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(7)</u> 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p><u>(8)～(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p><u>(14)</u> 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措</p>

現行	改正案
<p>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>(水素ガスを<u>充てん</u>する気球)</p> <p>第18条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければ</p>	<p><u>置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。</u></p> <p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17)・(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(水素ガスを<u>充填</u>する気球)</p> <p>第18条 水素ガスを<u>充填</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければ</p>

現行	改正案
<p>ばならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供される部分の床面積が、地階又は無窓階（建築物の地上階のうち、規則第5条の2で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供される部分の床面積が、地階又は無窓階（建築物の地上階のうち、規則第5条の3で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>2・3 略</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第55条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第55条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。<u>届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。</u></p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 水素ガスを<u>充てん</u>する気球</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 水素ガスを<u>充填</u>する気球</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から飛鳥幼稚園の項を削る。
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。</p> <p>(1) 奈良市立飛鳥幼稚園について、同園に隣接する私立極楽坊保育園と統合することとし、幼保連携型認定こども園に移行する。</p>		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案			
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	種別	名称	位置	
略	略	略	略	略	略	
幼稚園	奈良市立飛鳥幼稚園	奈良市紀寺町826番地	幼稚園	奈良市立済美幼稚園	略	
	奈良市立済美幼稚園	略				
	奈良市立佐保幼稚園	略			奈良市立佐保幼稚園	略
	略	略			略	略